

平成二十七年第三回大阪広域水道企業団議会
十一月定例会会議録

平成二十七年十一月十三日(金曜)午後一時開議

○出席議員

一	番	三宅	達也
二	番	野里	文盛
三	番	吉川	敏文
四	番	大毛	十一郎
五	番	松岡	信道
六	番	前田	栄敏
七	番	藤木	章亮
八	番	吉田	章浩
九	番	池嶋	一夫
十	番	八尾	善之
十一	番	中村	信彦
十二	番	竹田	孝史
十三	番	山本	剛史
十四	番	辻本	孔久
十五	番	樽井	佳代子
十六	番	福田	英彦
十七	番	藤浦	雅彦
十八	番	森本	博英
十九	番	岡本	光
二十	番	竹田	光良
二十一	番	小原	達朗
二十二	番	片岡	由利子
二十三	番	三原	伸一
二十四	番	伊集院	春美
二十五	番	小川	雄司
二十六	番	田中	慶一

○欠席議員

五	番	岡林	憲二
二十五	番	三浦	美代子

○説明のため出席した者

企業	部長	竹山	修身
副企業	部長	清水	豊
技術長兼事業管理部長		松本	要一
理事兼経営管理部長兼総務課長		吉田	景司
経営管理部企画課長		松本	竜三
経営管理部財務課長		横山	亨
経営管理部広域連携課長		辻	敏之
事業管理部計画課長		諸角	誠
事業管理部事業推進課長		中田	耕介
事業管理部契約検査課長		小谷	洋志
事業管理部管財課長		鵜飼	和雅
監査委員	局長	田辺	彰子
監査委員	局長	高平	嘉二

○職務のため出席した者

議会	事務局長	高平	嘉二
議会	事務局書記	松ヶ野	健
議会	事務局書記	尾崎	元伸
議会	事務局書記	北川	尊義
議会	事務局書記	宇野	剛平

○議事日程

- 第一 会議録署名議員の指名
- 第二 会期決定の件
- 第三 諸般の報告

(議員辞職許可の報告)

(当選議員の報告・紹介)

(監査結果報告、例月現金出納検査結果報告)

(説明者の通知)

第四 当選議員の議席の指定

第五 第一号議案 大阪広域水道企業団個人情報保護

第六 第二号議案 条例一部改正の件

第七 第三号議案 平成二十六年大阪広域水道企業

第八 第一号報告 平成二十六年大阪広域水道企業

第九 第二号報告 平成二十六年大阪広域水道企業

第十 第三号報告 平成二十六年大阪広域水道企業

第十一 第六 一般質問

第十二 第三号報告 平成二十六年大阪広域水道企業

第十三 第六 一般質問

第十四 第三号報告 平成二十六年大阪広域水道企業

第十五 第六 一般質問

第十六 第三号報告 平成二十六年大阪広域水道企業

第十七 第六 一般質問

第十八 第三号報告 平成二十六年大阪広域水道企業

第十九 第六 一般質問

第二十 第三号報告 平成二十六年大阪広域水道企業

第二十一 第六 一般質問

第二十二 第三号報告 平成二十六年大阪広域水道企業

第二十三 第六 一般質問

第二十四 第三号報告 平成二十六年大阪広域水道企業

第二十五 第六 一般質問

第二十六 第三号報告 平成二十六年大阪広域水道企業

第二十七 第六 一般質問

第二十八 第三号報告 平成二十六年大阪広域水道企業

第二十九 第六 一般質問

第三十 第三号報告 平成二十六年大阪広域水道企業

第三十一 第六 一般質問

午後一時 開会

○辻本議長 ただいまより平成二十七年十一月定例会を開会いたします。

○辻本議長 開議に先立ち、企業長から御挨拶があります。

○辻本議長 竹山修身企業長。

(竹山修身企業長 登壇)

○竹山企業長 大阪広域水道企業団企業長の竹山でございます。

本日は、平成二十七年第三回企業団議会十一月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御多用の中にもかかわらず御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会への提出議案は、条例案一件、欠損金処理など議決案件二件、平成二十六年年度の決算に関する報告三件でございます。

後ほど御説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、全国的に水道事業が厳しい経営環境に置かれる中、当企業団におきましても、将来にわたり健全に事業を継続していくことが求められております。そのため、基盤強化に向けた取り組みを着実に進めていかなければならないと考えております。

まずは運営基盤の強化につきまして、総務事業のアウトソーシングを進めるなど、より一層の組織のスリム化を図るとともに、現在進めております四條畷市・太子町・千早赤阪村との水道事業の統合を初め、統合を希望する団体に対する支援を積極的に行うなど、府域一水道に向け、着実に広域化を推進してまいります。また、事業基盤の強化につきましては、施設整備に

おいて、災害に対する安全性の強化を着実に推進するとともに、危機管理能力の向上を図るため、事業継続計画の拡充や構成市町村との震災対策合同訓練の実施など、地震などの自然災害に対する備えを充実してまいります。

議員の皆様方におかれましては、当企業団の事業運営に引き続き御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○辻本議長 企業長の御挨拶が終わりました。

○辻本議長 本日の会議を開きます。

○辻本議長 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第七十八条の規定により、小川雄司議員及び田中慶一議員を指名いたします。

○辻本議長 日程第二、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日一日といたしたいと思います。が、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)
○辻本議長 御異議なしと認めます。

よって、会期は一日と決定いたしました。

○辻本議長 日程第三、諸般の報告を議題といたします。

○辻本議長 まず、議員辞職許可の報告の件であります。

○辻本議長 九月十八日付で村元保男議員から辞職願の提出があり、地方自治法第二百六条ただし書きの規定により、同日付でこれを許可いたしましたので、御

報告いたします。

○辻本議長 次に、当選議員報告の件であります。

十月二十八日付で三浦美代子議員、田中慶一議員が当選されましたので、御報告いたします。

○辻本議長 この際、当選議員を御紹介いたします。

田中慶一議員でございます。

○田中議員 田中でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○辻本議長 以上で御紹介は終わりました。

○辻本議長 監査委員の監査結果の報告並びに例月現金出納検査結果の報告は、お手元に配付いたしておきましたので、御了承願います。

○辻本議長 説明者の通知は、お手元に配付いたしておきましたので、御了承願います。

○辻本議長 日程第四、当選議員の議席の指定を行います。

当選議員の議席は、会議規則第三条第一項の規定により、お手元に配付の議席一覧表のとおり指定いたします。

○辻本議長 日程第五、議案第一号から第三号まで及び報告第一号から第三号まで「大阪広域水道企業団個人情報保護条例一部改正の件」ほか五件を一括議題といたします。

○辻本議長 議案はお手元に配付いたしておきましたので、御了承願います。

○辻本議長 議案につきまして、副企業長の説明を求めます。

○辻本議長 清水豊副企業長。

(清水豊副企業長 登壇)

○清水副企業長 本会議に提出いたしました第一号議案

から第三号議案並びに第一号報告から第三号報告につきまして御説明申し上げます。

提出議案の表紙をおめくりいただき、一ページを繰らんください。

第一号議案は、大阪広域水道企業団個人情報保護条例一部改正の件でございます。

今回の改正は、社会保障・税番号制度の導入に伴うものでございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法により、地方公共団体においては個人番号をその内容を含む個人情報である特定個人情報に係る取り扱いにつきまして、国と同様の必要な措置を講ずるものとされているところでございます。

そこで、特定個人情報の利用の制限や開示請求の手續などについて、番号法及び番号法で読みかえられる行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の規定と同様の内容となるよう、条例の規定整備を行うものでございます。

大阪広域水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例第一条の新旧対照表をごらんください。

右側が改正前、左側が改正後の条文でございます。

第二条につきましては、番号法の規定を引用し、本条例における特定個人情報の定義を定めるものでございます。

第六条は個人情報の収集の制限に関する規定ですが、番号法において、収集してはならないこととされている特定個人情報につきましては、条例により、収集が制限される個人情報から除外するものでございます。

次に、第七条は個人情報の利用及び提供の制限に関する規定ですが、同条第一項、第二項及び第四項から特定個人情報を除外するなどの改正を行うものでござ

います。

二ページをお開きください。

中ほどにございます第七条の二につきましては、特定個人情報の利用の制限について、番号法にあわせて規定するものでございます。

なお、特定個人情報の提供の制限につきましては、番号法を直接適用するよう、条例上、規定を設けないこととしております。

次に、第十一条をごらんください。

個人情報の開示請求者につきましては、本人または法定代理人に限られておりますが、特定個人情報につきましては、番号法にあわせて、本人、法定代理人に加え、任意代理人による請求を認めることとしたま

す。

第十二条、三ページの第十三条及び第十六条も同様の改正でございます。

次に、第三十二条をごらんください。

特定個人情報の利用停止請求につきましては、番号法にあわせて、特定個人情報に違法に収集、保管等されているときには利用の停止または消去などを請求できることといたします。

四ページをごらんください。

第五十二条につきましては、特定個人情報の開示請求について、番号法にあわせ、他法令等により開示請求ができる場合においても、本条例による開示請求ができることといたします。

その他の条の改正につきましては、平仮名を漢字に改めるもの、条項ずれ、表現の変更などを行う規定整備でございます。

続きまして、改正条例の第二条について御説明いたします。

新旧対照表の改正後の欄をごらんください。

第二条につきましては、番号法の規定を引用し、本条例における情報提供等の記録の定義を定めるものでございます。

情報提供の記録とは、総務省が保管する情報提供ネットワークシステム上に記録及び保存される特定個人情報の提供に係る履歴であり、特定個人情報に当たります。

五ページをごらんください。

第七条から第三十一条につきましては、番号法にあわせて、それぞれ情報提供の記録を適用除外とするものでございます。

六ページをお開きください。

第三十一条の二を新設しておりますが、これは情報提供等の記録を訂正する必要がある場合には、情報提供ネットワークシステムの保有者である総務大臣等に改正内容を通知するため、番号法にあわせて規定を整備するものでございます。

第三十二条につきましては、情報提供の記録を適用除外とするものでございます。

附則をごらんください。

第一項の施行期日につきましては、特定個人情報の利用が開始される平成二十八年一月一日を予定しております。

ただし、第二条の情報提供等の記録に関する規定は、番号法の該当条項の施行日が未定であるため、規則で定める日といたします。

次に、第二項の大阪広域水道企業団附属機関条例の一部改正につきましては、個人情報保護条例の一部改正による項ずれに伴う規定整備でございます。

次に、決算関係でございます。

提出議案の八ページ以降にございます第二号議案及び第三号議案並びに第一号報告から第三号報告につき

まして御説明申し上げます。

まず、提出議案、十一ページ、十二ページにございます第一号報告及び第二号報告の平成二十六年年度における大阪広域水道企業団水道事業会計及び工業用水道事業会計の決算の概要を御報告申し上げます。

別冊ひもとの資料の平成二十六年年度水道事業会計決算書、工業用水道事業会計決算書をごらんください。最初に、水道事業会計について御説明申し上げます。決算書の一ページをお開き願います。

水道事業報告書でございます。水道事業の概況といたしましては、大阪府内の四十二市町村に対して、年間約五億一千五百八十四万二千立方メートルの用水を供給し、経営成績では単年度で五十七億九千二百四十四万円の利益が生じました。

また、市町村に水道用水を安定して供給するため、施設の老朽化対策や震災対策などを柱とした第二期中期整備事業計画に基づき、諸施設の整備、改良更新事業等を行いました。

工事の概要につきましては、四ページから九ページに記載しておりますので、ごらんください。

続きまして、十一ページをお開き願います。事業収益に関する事項ですが、水道事業収益四百三十五億六千三百八十三万一千余円につきましては、給水収益等の営業収益が三百三十八億四千三百七十九万八千余円と大部分を占めております。

なお、平成二十六年年度の給水収益につきましては、給水量の減少により、前年度に比べ七億六千四百五十六万二千余円減収となっております。

十五ページをお開き願います。

企業債の概況でございますが、平成二十六年度は建設企業債と借換企業債を合わせまして六十九億六千四百万円を発行する一方で、百一億三千七百三十万九

千余円を償還したことから、年度末の未償還額は一千四百四十九億七千八百一十一万二千余円となっております。十八ページ及び十九ページをお開き願います。

水道事業決算報告書でございます。収益的収入及び支出のうち収入でございますが、水道事業収益は、予算額四百六十三億三千九百七十六万六千円に対し、決算額は四百六十七億六千二百二十万二千余円となっております。

次に、支出でございますが、水道事業費用は、予算額四百十六億六千八百六十八万九千円に対し、決算額は三百九十八億四千六百九十一万三千余円となっております。

二十ページ及び二十一ページをお開き願います。資本的収入及び支出のうち収入でございますが、資本的収入は、予算額八十八億八千五百九十五万五千円に対し、決算額は八十七億二千八百四十一万七千余円となっております。

主な内容は、企業債、国庫補助金、工事負担金及び固定資産売却代金などでございます。

次に、支出でございますが、資本的支出は、予算額三百三十五億三千八百六十七万四千余円に対し、決算額は三百十七億九千二百二十八万八千余円となっております。

主な内容は、改良事業及び水源開発事業に係る負担金などに要した建設改良費、企業債償還金などでございます。

二十二ページをお開き願います。

水道事業損益計算書でございます。

経常利益は、中段よりやや下にございますように、五十八億三千五百八十七万八千余円で、特別利益及び特別損失を加減いたしました当年度純利益は五十七億九千二百四十四万余円でございます。

これもちまして、前年度繰越欠損金を補填し、その他未処分利益剰余金変動額を加えた後の当年度未処理欠損金は、最下段にございますように、百九十九億一千九百九十九万五千余円となっております。

二十六ページをお開き願います。

水道事業欠損金処理計算書(案)でございます。資本剰余金四十六億四千五百九十九万六千余円のうち、四億四千六百六十九万八千余円について、資本金に組み入れることについて、提出議案、八ページのとおり、第二号議案で議決をお願いするものでございます。

以上が水道事業会計の決算の概要でございます。引き続きまして、工業用水道事業会計について御説明申し上げます。

六十七ページをお開き願います。

工業用水道事業報告書でございます。工業用水道事業の概況といたしましては、平成二十六年度は、産業基盤整備及び地盤沈下対策として、延べ四百三十七事業所に対し、年間約一億七千二百四十四万立方メートルの工業用水を供給いたしました。

経営成績は、単年度で二十九億六千三百二十六万九千余円の利益が生じました。

また、事業につきましては、第二期中期整備事業計画に基づき、諸施設の整備、改良更新事業等を行いました。

工事の概要につきましては、七十ページに記載しておりますので、ごらんください。

七十二ページをお開き願います。

事業収益に関する事項ですが、工業用水道事業収益九十億五千四百九十九万九千余円につきましては、給水収益等の営業収益が七十六億九千二百九十五万四千余円と大部分を占めております。

なお、平成二十六年年度の給水料金収入につきまして

は、給水量の減少により、前年度に比べ三億一千三百七十一万一千余円の減収となっております。

七十四ページをお開き願います。

企業債の概況ですが、平成二十六年度は建設企業債を発行せず、九億五千二百八十九万六千余円を償還したことから、年度末の未償還額は百九十二億九千五百四十八万六千余円となっております。

七十六ページ及び七十七ページをお開き願います。

工業用水道事業決算報告書でございます。

収益的収入及び支出のうち収入でございますが、工業用水道事業収益は、予算額九十七億六千六百九十四万三千円に対し、決算額は九十六億四千八百六十六万六千余円でございます。

次に、支出でございますが、工業用水道事業費用は、予算額七十億二千九百七十三万円に対し、決算額は六十四億五千七百六十一万八千余円でございます。

七十八ページ及び七十九ページをお開き願います。

資本的収入及び支出のうち収入でございますが、資本的収入は、予算額十七億二千三百六十九万六千余円に対し、決算額は十六億三千五百五十九万一千余円でございます。

主な内容は、投資有価証券償還金及び国庫補助金などでございます。

次に、支出でございますが、資本的支出は、予算額五十億四千三百三十八万八千余円に対し、決算額は四十三億二十三万六千余円となっております。

主な内容は、増補改良事業及び水源開発事業に係る負担金などに要した建設改良費及び企業債償還金でございます。

次に、八十ページをお開き願います。

工業用水道事業損益計算書でございます。

経常利益は、中段よりやや下にございますとおり、

二十四億五千九百九万三千余円で、これに特別利益及び特別損失を加減した当年度純利益は二十九億六千三百二十六万九千余円でございます。

これをもちまして、前年度繰越利益剰余金及びその他未処分利益剰余金変動額を加えた後の当年度未処分利益剰余金は、最下段にございますように、二百四十三億九千七百五十七万余円となっております。

八十四ページをお開き願います。

工業用水道事業剰余金処分計算書(案)でございます。

ただいまの当年度未処分利益剰余金二百四十三億九千七百五十七万余円のうち三十四億一千二百二十七万五千余円を減積積立金に、二十九億七千七百七十三万三千余円を建設改良積立金に積み立て、百八十億一千三百五十六万二千余円については資本金に組み入れることについて、提出議案、九ページのとおり、第三号議案で議決をお願いするものでございます。

以上が工業用水道事業会計の決算の概要でございます。

続きまして、第三号報告について御説明申し上げます。

提出議案の資料に戻っていただき、十三ページをお開き願います。

平成二十六年度決算に基づく資金不足比率報告でございます。

中ほどの表に横バーでお示しておりますとおり、水道事業会計、工業用水道事業会計ともに資金不足額はございません。

なお、平成二十六年度水道事業会計及び工業用水道事業会計の決算に対する監査委員意見書及び平成二十六年年度決算に基づく資金不足比率審査意見書は、別冊とさせていただきますので、よろしくお願ひい

たします。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○辻本議長 以上で副企業長の説明は終わりました。

○辻本議長 この際、日程第五、議案第一号から第三号まで及び報告第一号から第三号まで「大阪広域水道企業団個人情報保護条例一部改正の件」ほか五件及び日程第六、一般質問を一括議題といたします。

○辻本議長 これより、日程第五の諸議案に対する質疑及び日程第六の一般質問を行います。

○辻本議長 通告がありますので、指名いたします。

○辻本議長 小川雄司議員。

(小川雄司議員 登壇)

○小川議員 発言通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。田尻町の小川雄司でございます。よろしくお願ひをいたします。

技術職員の確保についてお伺いいたします。

平成二十六年度決算の事業報告では、技術職員が前年度と比べ九名減、平成二十四年度から二カ年では十六名もの減員となっております。

現在、企業団と三市町村との統合に向けての検討協議の中で、企業団の技術力、組織力を活用することにより、業務の効率化、サービス水準の維持・向上及び非常時対応の充実を図ることができるとございますが、技術職員の減員化傾向を是正していただき、増員策を講じなければ、頼りがいのある企業団として存立していくということにはならないのではないのでしょうか、伺います。

そして、技術職員の減員の状況と今後の確保策について伺います。

企業長並びに理事者諸君の皆さんの明確な御答弁を

よろしくお願い申し上げます。

○辻本議長 これより答弁を求めます。

吉田景司理事兼経営管理部長兼総務課長。

(吉田景司理事兼経営管理部長兼総務課長 登壇)

○吉田理事兼経営管理部長兼総務課長

技術職員の確保についての御質問でございますけれども、決算書の水道事業報告に記載の職員数につきましては、前年度と今年度の年度末時点での職員数を比較していること、また短時間再任用職員や年度途中の退職者を除いていることなど、職員定数の増減とは異なることを御理解願います。

まず、平成二十五年度につきましては、常勤職員を短時間再任用職員に振りかえたことや、改良工事の減少、業務処理方法の変更等により七名の減少となったものでございます。

平成二十六年年度につきましては、短時間再任用職員への振りかえのほか、庭窪浄水場の運転管理業務委託などにより九名の減となったものでございます。

この間におきまして、市町村では実施困難な事業を受託するため、必要な人員の配置や河南地域の市町村の水質管理を一元的に行う河南水質管理ステーションへの職員派遣など、合わせまして十五名の職員が当企業団の技術力を生かした市町村さんの支援を積極的に行っているところでございます。

厳しい経営環境の中にありまして、今後とも継続的に安定した水道事業を行ってまいりますために、効率的な事業執行に努めることはもちろんのこと、技術の継承のための研修など計画的・組織的な人材育成に取り組みますとともに、市町村との連携や統合に必要な人員について確保しつつ、府域一水道に向けた広域化を着実に推進してまいりたいと存じます。

○辻本議長 小川議員。

(小川雄司議員 登壇)

○小川議員

先ほど、この議会の開会挨拶で企業長がお話、御挨拶されましたけれども、その時点でアウトソーシングと、それから一層のスリム化を進めるといふ御挨拶されたと思います。

それと、それから現状では、三市町村との統合が進められ、府域一水道というようなことで進んでいくという中においては、我々市町村はますます企業団の皆さんの技術力に頼りたいということになってこようかと思うわけでございます。

そうしますと、企業長の御挨拶されたアウトソーシングと一層のスリム化と、それから我々が頼りたいという技術職員の確保、派遣、そういうことは二律背反するのではないかと懸念がございます。その点について、まず、どういうふうに整理なされるのか、お伺いしたい。

ちよつとこれは抽象的になりますので、端的に申し上げますと、今後のアウトソーシング計画、スリム化計画についてはどうなっているのかと、これが具体的な質疑となります。いかがでしょうか。

○辻本議長

はい、答弁。

吉田景司理事兼経営管理部長兼総務課長。

(吉田景司理事兼経営管理部長兼総務課長 登壇)

○吉田理事兼経営管理部長兼総務課長

今後のアウトソーシングの計画についてのお尋ねでございますけれども、冒頭、企業長が御挨拶で申し上げましたとおり、総務業務のアウトソーシングというのを今現在も試行の中にありまして、来年度当初から本格的に実施させていただきますかと思っております。

これにつきましては、議員御指摘の技術系の業務と

は違いまして、給与事務でありますとか研修の集約の事務でありますとか非常勤の事務でありますとか、そういういった定例反復的な、どちらかといえば行政職員がやっております総務業務をアウトソーシングするというものでございまして、これにつきましては、来年度当初に本格的に実施をまいります。

そのほか、アウトソーシングに対する考え方でございますけれども、我々、水道事業というライフライン事業を担わせていただいております。そういうことを念頭に置きまして、職員の技術力の継承でありましてか事故時の対応能力の確保につきましては、当然のことながら十分留意をさせていただくとともに、水道事業体、公営企業として費用対効果というのを勘案しながら委託を実施していくこととございまして、あくまでも効率的な事務執行のために、安全性にも配慮しながら、安易な委託はしないという考え方でございます。

以上でございます。

○辻本議長 小川議員。

(小川雄司議員 登壇)

○小川議員

もう終わりということなので、うちの議会よりか厳しいなと思っておりますけれども、私の提言でございます。

実際、今、技術職員は、いただいているものの総実員数から技術職、皆さんのお手元でも計算いただいたらわかりますように、三百五十八名で、技術職が二百九十五名となっております。パーセンテージにしますと、技術職員比率は八二%ということでございます。

私は、スリム化とかアウトソーシングもあるかわかりませんが、やはり企業長も重々御承知やと思えますけれども、この広域企業団と市町村との信頼の醸成が大事だと考えるわけでございます。その点におきま

では、市町村としては、やはり技術力をおかしいいただきたいということになってこようかと思えますし、府域一水道になりますと、とりわけその点が担保されなければならぬと思うわけです。

そういうふうを考えますと、やはり理事者の皆さん、企業団の皆さんだけにお任せするのではなくて、市町村とのお約束、指数が必要だと思うんです。

私が提案させていただくことがあれば、やはり八五%、技術職員で三百名台、それから八割は切らない技術職員率、そういうことを提案申し上げたいと思いますが、御答弁いただいた内容は全て抽象的でありまして、具体的な市町村、我々に対しての、この点は守りたいという指数を求めさせていただきたいと、そういう指数については今後検討するよと企業長に御答弁いただけるかどうかということに最後の質問はかかっておると思いますので、企業長、どうぞよろしくお願いたします。

○辻本議長 はい、答弁。

竹山修身企業長。

(竹山修身企業長 登壇)

○竹山企業長 水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中で、継続的に安定した事業運営を行っていくためには、まさに命の水でございます、危機管理能力というのが一番必要だというふうに思っております。

そしてまた、水道を担う職員の技術の継承や執行能力の確保というのも大事でございます。業務の効率性を引き続きしっかりと企業団は追求してまいりたいというふうに思っております。

したがって、安定給水の確保と費用対効果をしっかり勘案しながら、可能な業務についてはアウトソーシングを行うとともに、技術的かつ専門的な必須な部分、コア業務につきましては、人材をしっかり

確保して、重点配置していく必要がございます。

なかなか、具体的な指数云々について、今ここで明示することは難しゅうございますが、市町村との連携や統合は当企業団の設立目的そのものでございます。必要な人員、能力を有する職員を確保いたしまして、府域一水道に向けました広域化を着実に図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○辻本議長 小川雄司議員の質問が終わりました。

○辻本議長 次に、片岡由利子議員。

(片岡由利子議員 登壇)

○片岡議員 大阪狭山市の片岡でございます。

今回、初めて大阪広域水道企業団の決算報告を聞かせていただきました。率直に思うところを質問させていただきます。

平成二十六年大阪広域水道企業団、水道事業会計決算は、工業用水道も含めて、平成二十四年度の地方公営企業法の一部改正を受けた会計制度に大幅に見直されました。

その概略は、みなし償却の廃止による資本制度が見直されております。借入資本金は企業債に振りかえられ、補助金による長期前受金などを収益化し、減価償却まで処理されております。また、退職給付引当金などの各引当金は適正に積み立て直されました。利水撤退した紀の川浄水場の予定地、約十三億五千万円は減損損失として計上され、適正な固定資産評価がなされました。

会計制度の見直しによって、平成二十六年決算報告に示されました貸借対照表においては、マクロ分析を行うに当たっても信頼性が担保されると考えております。

平成二十六年水道事業会計決算報告では、約五十

八億円の単年度黒字を計上されておりますが、これが単年度限りの、先ほど申しました特殊事情によるものなのか、また安定した収益を維持できる損益の構造なのかどうか、わかりにくいものがございます。

水道事業は、総括原価方式による料金単価設定が行われているとはいうものの、電力会社のように簡単に料金値上げに至ることは到底考えられません。

平成二十六年決算より、財務諸表の信頼性が高まりました。企業会計として明確な数値を示されて、具体的な損益分岐点を示していただければと考えます。

また、先日、議員全員協議会では、工業用水道料金の値下げについての説明を伺いました。

この工業用水道料金の値下げ自体、歓迎する施策であると思っておりますが、なぜ期間中の収支を均衡させなければならないのか、また平成三十二年より、企業債により事業資金を調達しなければならぬのか、わかりにくい部分があります。

明確に損益分岐点を示すような資料で料金設定の過程を説明していただければ、わかりやすいのではないのでしょうか。今後、計画を見直したり、料金を改定するといった場合には、より経営をわかりやすく、明確に住民に示すという観点から工夫をしていただきたいと思います。

本定例会では、平成二十六年決算が報告議案として提出されております。

この決算の状況についても、例えば損益分岐点を示したグラフや図表を示し、現在の収益は費用と比較してどのような水準にあるのか、固定費、変動費の割合はどの程度なのかといったところを明確にされ、今後、経営状況をよりわかりやすく説明していく必要があると考えております。

この点について、答弁をお伺いいたします。

以上です。

○辻本議長 答弁を求めます。

横山亨経営管理部財務課長。

(横山亨経営管理部財務課長 登壇)

○横山経営管理部財務課長 経営管理部財務課長の横山でございます。

ただいま、決算や経営の状況につきまして、よりわかりやすく説明していくべきとの御指摘をいただきましました。

まず、平成二十六年年度水道事業会計の決算においては、事業収益が四百三十六億円、事業費用が三百七十億円、単年度の利益を五十八億円計上しております。事業費用の内訳といたしましては、減価償却費や支払利息といった固定費を二百八十五億円、動力費及び薬品費といった変動費を七十六億円、特別損失といったしまして十六億円を計上いたしております。

企業団では、こういった決算状況を速やかにお知らせするため、五月中に決算概要を作成し、ホームページで公表しているところでございます。

また、経営状況を理解していただきやすくするように、決算の分析、各種経営指標から見た経営状況や他団体との比較など、グラフや図を用いて、経営レポートとして例年九月に公表しております。

さらに、平成二十六年年度におきましては、地方公営企業会計制度の改正により、決算の状況へも少なからず影響があったため、同レポートにおきまして、制度改正の概要及び影響額などについて取りまとめ、影響を図解し、お示ししたところでございます。

現在、当企業団におきましては、経営レポートとして取りまとめている決算等の分析結果に、ことし三月に制定した中期経営計画の進捗状況を加え、一つのレポートにまとめて作成していくことを検討しているところでございます。

本日、議員からいただきました御指摘や御意見を踏まえ、経営の状況をさらにわかりやすく知っていただくことができるように工夫を凝らしてまいりたいと考えております。

○辻本議長 はい、片岡議員。

(片岡由利子議員 登壇)

○片岡議員 御答弁をいただきましたので、要望を二点申し上げさせていただきますと思います。

今回の会計制度の見直しで、今水道事業会計等にも企業会計原則の考え方が最大限に取り入れられました。一般企業におきましては、損益、さらに収支のバランスをはかるためには、固定費を幾らにするべきか、変動費をどう改善するべきか等の分析が行われます。将来的には給水減の見直しの中で、新たな会計制度に見直された水道事業会計も、一般企業と同様に収支バランスをはかるための分析を行い、経営の改善努力をすることを要望いたします。

また、御答弁にあります決算等の分析結果に中期経営計画の進捗状況を加えたレポートには、損益分岐点などのグラフを作成することや、より数値化された資料を提供され、わかりやすく、多くの住民に説明責任を果たされることも重ねて要望とさせていただきます。以上で私の質問を終わります。

○辻本議長 片岡由利子議員の質問が終わりました。

○辻本議長 続きまして、福田英彦議員。

(福田英彦議員 登壇)

○福田議員 議席番号十七番、門真市の福田英彦でございます。

通告に従いまして、工業用水道の料金改定案について質問をさせていただきます。

工業用水道の料金改定案につきましては、十月二十

九日開催の議員全員協議会において、事業の現状、負担軽減手法、改定案、経営への影響、今後のスケジュールについて示されました。

料金改定によつて約八十四億円の減収となるものの、経済産業省の定める総括原価方式による料金算定により、平成二十八年年度から平成四十一年度までの算定期間において収支は均衡しており、健全経営は維持できるとの説明がされましたが、協議会では、料金改定の収支見込みで総額百七億円の企業債発行が見込まれていることへの疑問も出されました。

また、十一月六日開催の大阪広域水道企業団経営・事業等評価委員会、これは私も傍聴させていただきましたが、老朽管等の更新への支障、電力料金の影響、平成四一年度の単年度収益が四億七千八百万円の赤字であることから、その後の収支見込み、供給単価三十九円に対し、水道給水原価が四十四円と五円上回っていることなどについて質疑が行われました。

今回示された料金改定案は、受水企業からの料金引き下げに対する強い要望が示されていることに応えるものとなっておりますが、無理な料金引き下げによつて算定期間満了後の平成四十二年以降に急激な料金の引き上げとなり、受水企業の経営に少なからず影響を及ぼすことが危惧されます。

また、料金の引き上げを抑えるために、必要な老朽管等の更新が先延ばしされるとすれば、工業用水の供給に支障を来し、結果として受水企業に影響を及ぼすこととなり、本末転倒と言わざるを得ません。

こうした観点から、以下の点について答弁を求めます。

まず、経済産業省の工業用水道料金算定要領についてですが、今回の料金改定案については、経済産業省

の定める工業用水道料金算定要領を参酌して算定したとしていますが、要領では、標準的な料金算定期間は五年とするとし、「特殊性、各費用の変動の状況等に鑑みこれによるものが適当でない」と認められる者にあつては、合理的な期間を設定できる」とされています。

しかし、改定案では、十四年間という長期の算定期間となっています。要領の示す五年が適当でないとした根拠等は何なのか、また料金算定案については、経済産業省との一定の協議を行っていると考えますが、基本的に了承されているのか、課題等の指摘はないのか、答弁を求めます。

また、料金改定案は、総括原価方式で算定し、算定期間中の収支は均衡していると説明していますが、経済産業省が示す工業用水道料金算定要領の説明書では、企業としての経営基盤を維持し、需要の増加やサービスの改善要求に応じていくためには、赤字を生まないようにするだけではなく、必要程度の利潤確保を通じて企業内部にある程度の資金を留保できるようにすることが必要であるとされていますが、ある程度の資金が確保されているのかどうか、答弁を求めます。

次に、算定期間以降の考え方についてですが、大阪広域水道企業団経営・事業等評価委員会でも指摘がありました。収支見込みでは、平成四十一年度の供給単価三十九円に対し、供給原価が四十四円と五円上回り、四十四円で水をつくり、三十九円で売ることにより、単年度収益が四億七千八百万円の赤字となつていきます。

この状況が平成四十二年以降に改善される展望はあるのか、なければ、期間満了後に急激な料金の引き上げは必至となり、冒頭指摘したように、受水企業の経営に少なからず影響を及ぼすことになるのではと考えますが、答弁を求めます。

○辻本議長 これより答弁を求めます。

中田耕介事業管理部事業推進課長。

(中田耕介事業管理部事業推進課長 登壇)

○中田事業管理部事業推進課長 まず、一点目の料金算定期間についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、経済産業省の定める工業用水道料金算定要領では、標準的な料金算定期間として五年間とされており、その算定期間につきましては、それぞれの工業用水道事業の裁量による設定が認められております。

算定要領に基づきまして、五年間を算定期間として収支シミュレーションを実施した場合は、短期間で料金の値下げと値上げを繰り返すことになり、受水事業所の理解を得ることが困難と考えられるとともに、当企業団では、インフラ事業に必要とされる事業経営の長期安定性を考慮した上で、本年三月に改定いたしました施設整備マスタープランの目標年度である平成四十一年度までの十四年間を料金算定期間と設定いたしました。

また、料金改定に関しましては、昨年度より経済産業省及び近畿経済産業局と事前協議を重ねており、この料金算定期間についても問題のない旨の確認を行うなど、これまでの協議を通じまして、現時点においては特に課題等の指摘は受けておりません。

○辻本議長 続いて、答弁。

横山亨経営管理部財務課長。

(横山亨経営管理部財務課長 登壇)

○横山経営管理部財務課長 財務課長の横山でございます。

二点目の資金の留保についての考え方について答弁させていただきます。

経済産業省が示している工業用水道料金算定要領の

説明書では、議員の御指摘のように、赤字を生まないようにするだけではなく、必要程度の資金を留保できるようにすることが必要との考え方が示されております。

企業団としては、これを踏まえて、料金算定期間中、収支を均衡させた上で所要資金を適切に確保していく必要があるものと考えております。

当企業団では、サービスの改善要求に応じていくための長期施設整備計画を策定し、計画的に施設の維持、更新を図っているところでございます。このような整備計画を推進しながら、また受水事業所の負担軽減を実現しつつ、工業用水道事業の経営に支障のない範囲で企業債を活用し、資金を確保してまいりたいと考えております。

三点目の算定期間以降の考え方については、平成四十二年以降については、その時点での社会経済情勢、水需要の動向等、不確定な要素が多いため、将来の施設の維持、更新に係る費用を算定することは現時点では困難でございます。

当企業団では、平成四十一年度までの間においても稼働率の低下している三島浄水場の工業用水の機能を大庭浄水場に一本化することや配水管の口径を縮小することなど、実際の給水量に見合った施設規模へのダウンサイジングを図るとともに、アセットマネジメントの考え方に基づく施設の長寿命化などを通じて、固定費用を減らすことなどで工業用水道事業の安定的経営を維持できるよう、引き続き経営の効率化を進めるための努力を重ねてまいりたいと考えているところでございます。

○辻本議長 はい、福田議員。

(福田英彦議員 登壇)

○福田議員 ただいまの答弁ですけれども、本日は議案の審査ではありませんので、おおむね了とするものですねけれども、やはり冒頭に示した危惧が払拭されるというふうな内容ではないと考えます。

というの、この一般質問するに当たり、担当者との事前のいろんなやりとりの中で、やはり具体的な資料等、情報等が不足をしているのではないかなと感じました。恐らく、来年の定例会には料金改定の議案が提案されることになると思いますけれども、それまでにしっかりとこういった危惧が払拭されるような資料等、説明できるように準備していただきたいということとを要望して、質問を終わります。

○辻本議長 福田英彦議員の質問が終わりました。

○辻本議長 続きまして、松岡信道議員。

(松岡信道議員 登壇)

○松岡議員 豊中市の松岡でございます。このたびは質問の機会をいただき、まことにありがとうございます。よろしくお願いいたします。

私からは、大きく二点、地方公営企業会計制度の見直しに伴う二十六年年度決算について、工業用水道事業についての企業団の考え方について質疑をさせていただきます。

地方公営企業会計制度の見直しに伴い、これまでは国からの補助金を見込んで減価償却をしてきましたが、みなし償却制度の廃止により、全償却をすることになりました。

これにあわせて、減価償却費と同額を収益計上すべきところを、企業団においては、水道事業会計で約五億円、工業用水道事業会計で約四億円、収益が上回っています。この要因は何か、お聞かせください。

あわせて、このような会計処理を行ってきた考え方についてもお聞かせください。

○辻本議長 これより答弁を求めます。

横山亨経営管理部財務課長。

(横山亨経営管理部財務課長 登壇)

○横山経営管理部財務課長 まず、収益が上回った要因でございますが、みなし償却制度の廃止によりまして、従来のみなし償却対象資産は全て減価償却の対象となりました。

一方で、同額を長期前受金戻入として収益に計上することとなったものでございます。

企業団において収益が上回っているのは、みなし償却制度の適用が任意であったことから、制度の対象であった資産のうちの一部について、制度を適用せず、減価償却を実施してきたものがあるためでございます。

また、みなし償却を適用した会計処理の考え方でございますが、旧大阪府水道部時代の平成五年度までは国庫補助金のみをみなし償却の対象としてまいりましたが、六年度以降に取得した資産からは、国庫補助金と同様に、工事負担金などにつきましても全て償却の対象とし、費用の抑制を図ってきたものでございます。

○辻本議長 はい、松岡議員。

(松岡信道議員 登壇)

○松岡議員 先行きの見えない現在の水需要の中では、大阪府水道部時代に、対象資産の一部とはいえ、全償却を実施し、資金保留としてきた姿勢にこそ、企業団が顧みる必要があるのではないかと考えます。

新会計制度の導入により、この時代に発生した未処分利益を処理することで今年度の決算や企業団の経営が救われていることは事実であります。

とりわけ、工業用水道事業について、さらに質疑を続けます。

決算概要説明書によると、工業用水道事業会計においては、二十五年度と二十六年年度を比較して、事業収

益は横ばいになっていきます。

しかしながら、実質的には給水収益などの資金に伴う収入は減少しており、資金の伴わない、先ほど答弁にもありました長期前受金戻入により水膨れしている状態であります。

この状況の中で、三点お尋ねします。

国の定める新会計制度とはいえ、これが企業団にとってよい状態とは思っておりません。全ての資産を減価償却した額をそのまま料金に転嫁した場合、料金はどのように試算されているのか、お聞かせください。

二点目、このような事業収益の見込み額を前提とした収支見込みに基づく料金改定で工業用水道事業の経営は問題ないのか、お聞かせください。

三点目、工業用水道事業の値下げについては、利用者への利益還元であると考えますが、受水事業所からの強い要望を受けての負担軽減策ということですか。

しかし、受水事業所に対する還元のある方法は、老朽管路の更新や耐震化を進めるなどの値下げ以外の方法も手法はあると考えます。受水事業所に対する還元の方について、企業団の考え方をお聞かせください。

○辻本議長 はい、答弁。

横山亨経営管理部財務課長。

(横山亨経営管理部財務課長 登壇)

○横山経営管理部財務課長 まず、全ての資産を減価償却した額をそのまま料金に転嫁した場合の試算についてお答えさせていただきます。

平成二十五年度と二十六年年度の決算を比較しますと、事業収益は同水準ですが、二十六年年度には事業収益の中に長期前受金戻入、約七億四千六百万円が含まれております。

長期前受金戻入は、資金の伴わない会計処理上の収益であり、会計制度の見直しにより、新たに計上する

こととなったものでございます。

新制度は、従来のみなし償却制度にかわり、補助金などの相当額を料金の算定から控除することで料金を抑制しようという制度でございます。公営企業会計制度を適用する事業体において、統一された取り扱いでございます。

このため、料金改定に当たり、減価償却費の全てを料金に転嫁した場合の試算は行っておりません。

次に、工業用水道事業の経営は問題がないのかという御質問については、料金改定に際して作成した収支内容や影響については、料金改定に際して作成した収支見込みに既に織り込んでおり、制度の改正が工業用水道事業の経営上問題となることはないものと考えております。

○辻本議長 続いて、答弁。

中田耕介事業管理部事業推進課長。

(中田耕介事業管理部事業推進課長 登壇)

○中田事業管理部事業推進課長 私からは、三点目の受水事業所に対する還元の方についてお答えいたします。

還元には、主に三つの手法が考えられます。

一点目は、議員御指摘の老朽化施設の更新や耐震化により、震災時や事故時の対応能力を強化し、将来にわたり安定給水を確保する形で還元する手法、二点目は、料金値下げを実施し、受水事業所の支払い額を減少させる手法、三点目は、一斉減量を実施し、減量を希望される受水事業所に対して、基本料金の支払い額を減少させる手法でございます。

今回の料金改定におきましては、本年三月に改定いたしました施設整備マスタープランに基づき、将来の水需要動向に見合った適正な規模での更新や震災時・事故時に対応したバイパス配水管等の整備を見込んで

おり、将来にわたり工業用水の安定給水に資するものとなっております。

また、平成二十五年度に実施した工業用水道水使用実態調査の結果では、有効回答のあった二百八十社のうち約八四％に当たる二百三十六社が料金値下げを希望されているとともに、大口の受水事業所からも琵琶湖開発事業の割賦負担終了に伴う値下げ要望が示されております。

前回、実施いたしました一斉減量では、減量を希望された受水事業所が全体の約一六％に当たる七十二社にとどまるなど、全受水事業所に対する公平な負担軽減とはなっておりませんでした。

これらのことを踏まえまして、今回は工業用水の安定給水を確保した上での料金値下げを実施したいと考えております。

○辻本議長 はい、松岡議員。

(松岡信道議員 登壇)

○松岡議員 三問目は要望とさせていただきます。

私は、少子・高齢化社会においては、設備投資における起債充当率は下げていくべきであり、国家財政を考えると、現状の補助金の推移を見ても、今後とも変わらずに補助金交付があるとはわからないと考えています。そのような状況下においては、監査意見でも、「経営の実態がより適切に把握できるようになる」とあるとおり、全償却する考え方は正しいと思っております。

しかしながら、全ての資産を償却しながら、値上げをせず、長期前受金戻入により財務内容が約七億円以上もよく見えている、こうした中で、過去の経緯による値下げを行っていくこと、これは産業転換、水需要の減少、事業者の流出という未来の動向に左右される中で、さらに検討を要することであると考えています。

全償却をした場合の料金試算はしていないということでありましたが、さすがにそれはまずいのではないかと思います。

今後、料金の改定を考える際には、こういった試算もしながら、全てに係る費用の中で、例えば一本当はこれぐらいの料金をいただかなければいけないけれども、今はこれぐらいに設定しています—というような判断をするべきではないでしょうか。こうした点、次の定例会までに試算を行い、議会に対する情報提供を検討していただきたいと思えます。

また、工業用水に対する考え方が、府下四十三市町村あるうちの給水区域になっているのは二十七市町村であり、給水しているのは二十三市町と、約半分にすぎません。

答弁は甘んじて受けとめますが、これまでに料金制度を変更したり、受水事業所さんにはそれなりの対応はされてきたと仄聞しております。

また、経営も大阪府から企業団へと変わり、過去のしがらみにとらわれるのではなく、先行きの見えない未来に持続可能な形での経営を行っていただきたいと考えております。

私は、豊中市でありますので、余りこうした大口受水事業者のユーザーの声というのは聞こえてきにくいまちの議員ではあります。こういったまちのお声を聞くようなことも、議会として考えていくことを提案申し上げます。私の質疑とさせていただきます。ありがとうございます。

○辻本議長 松岡信道議員の質問が終わりました。

○辻本議長 以上で通告の質疑及び質問は終了しました。

○辻本議長 これをもって、日程第五の諸議案に対する

質疑及び日程第六の一般質問を終結いたします。

○辻本議長 この際、議事の都合により休憩いたします。

なお、再開の時刻は後刻御連絡いたします。
(午後二時十五分休憩)

議 員 田 中 慶 一

(午後二時二十九分再開)

○辻本議長 休憩前に引き続き議事を続行いたします。

○辻本議長 日程第五の諸議案六件のうち議決不要の第三号報告を除く五件に対する討論は、通告がありませぬので、討論なしと認めます。

○辻本議長 これより、日程第五の諸議案につきまして採決に入ります。

○辻本議長 議決不要の第三号報告を除く諸議案五件を一括して採決いたします。

○辻本議長 お諮りいたします。
以上の諸議案五件につきまして、可決、認定すること
に御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○辻本議長 御異議ないものと認めます。
よって、以上の諸議案五件は、可決、認定することに決定いたしました。

○辻本議長 以上をもって本日の会議を閉じます。

○辻本議長 これをもって平成二十七年十一月定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後二時三十分 閉会

議 長 辻本 孔久
副 議 長 松岡 信道
議 員 小川 雄司